

新潟市水道法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

新潟市長

中原八一

新潟市条例第 22 号

新潟市水道法施行条例の一部を改正する条例

新潟市水道法施行条例（平成 24 年新潟市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（布設工事監督者の資格）

第 3 条 法第 12 条第 2 項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。

（1）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（2）学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（3）学校教育法による短期大学（専門職大学前期課程（同法による専門職大学の前期課程をいう。以下同じ。）を含む。）若しくは高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（4）短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて

卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年
以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校（次号において「高等学校等」
といふ。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上
水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技
術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて
卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年
以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5
年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(8) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科におい
て1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科
において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあ
つては2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に
従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあ
つては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、
それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、そ
れぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した
経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上
水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験
のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した
ものに限る。）であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有

する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専

門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。